

平成 23 年 9 月 30 日

業務委託登録業種・営業種目「15 その他」「17 案内表示板等製作・設置」の
登録のために必要な許可等の変更について

「横須賀市屋外広告物条例」の改正にともない平成 23 年 10 月 1 日から業務委託登録業種「15 その他」中の営業種目「17 案内表示板等製作・設置」の入札参加資格登録のために必要な許可等を下記のとおり変更します。

入札参加資格登録のために必要な許可等
(変更前) 屋外広告業の届出(横須賀市)

(変更後) ①または②のいずれか

- ① 屋外広告業登録(神奈川県)及び特例屋外広告業の届出(横須賀市)
- ② 屋外広告業登録(横須賀市)

なお、上記の変更につきましては平成 24 年 9 月 30 日までの 1 年間の経過措置期間があります。

経過措置期間内に神奈川県または横須賀市に屋外広告業登録を行ってから、横須賀市の入札参加資格登録につきましても登録変更(更新時でも可)の手続きを行ってください。

横須賀市の入札参加資格登録変更(又は更新)の手続きは以下のとおりです。

- (1) 電子入札システム上の「メインメニュー」画面から「業者登録変更(又は更新)」を選択します
- (2) 業種の希望順位変更(追加)画面で屋外広告業登録の有効期間(資格終了日)を入力します(当初は経過措置期間最終日の平成 24 年 9 月 30 日までとなっています)
- (3) 電子入札システムでの変更(又は更新)申請後に契約課に必要書類として下記①または②のいずれかを提出してください。(郵送可)
 - ①「屋外広告業登録(県からの通知)」及び「特例屋外広告業の届出(横須賀市の通知)」の写し
 - ②屋外広告業登録(横須賀市の通知)

入札参加資格登録の変更をしないまま経過措置期間の 1 年間を経過した場合、平成 24 年 10 月 1 日以降は業種「案内表示板等製作・設置」への入札参加資格は失効します。「案内表示板等製作・設置」の業種で発注された入札には参加できなくなりますのでご注意ください。

また、新規登録の事業者につきましては、平成 23 年 10 月 20 日受付分(11 月 21 日登録完了予定)より本変更を適用いたします。

「屋外広告業の登録」制度の詳細につきましては下記の市街地整備景観課のホームページをご確認ください。

「<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4815/keikan/koukoku/touroku.html>」

【 お問い合わせ先 】

横須賀市財政部契約課

電 話：046 - 822 - 9791

F A X：046 - 822 - 3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp